令和３年第１０回弥彦村議会（９月）定例会

議　事　日　程　（第４号）

令和３年９月１３日（月曜日）午前１０時開議

日程第　１　議案第５６号　令和２年度弥彦村一般会計歳入歳出決算認定について
日程第　２　議案第５７号　令和２年度弥彦村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　３　議案第５８号　令和２年度弥彦村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　４　議案第５９号　令和２年度弥彦村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　５　議案第６０号　令和２年度弥彦村競輪事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　６　議案第６１号　令和２年度弥彦村温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　７　議案第６２号　令和２年度弥彦村下水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（９名）

１番	渡	邊	富	之	さん	２番	古	川	七	郎	さん
３番	那	須	裕	美子	さん	４番	丸	山		浩	さん
５番	板	倉	恵	一	さん	６番	柏	木	文	男	さん
７番	小	熊		正	さん	９番	本	多	隆	峰	さん
１０番	安	達	丈	夫	さん						

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	小	林	豊	彦	さん	副村長	廣	瀬	勝	利	さん
教育長	林		順	一	さん	防災監	増	田		規	さん
総務部長	志	田		馨	さん	総務課長	伊	藤	和	恵	さん
防災・情報対策課長	浜	田	禎	介	さん	税務課長	小	林	健	仁	さん
住民課長	小	出	将	浩	さん	福祉課長	坂	爪	明	博	さん
健康推進課長	松	井	裕	美子	さん	農業振興課長	鈴	木	光	英	さん

観光商工課長	柳	川	治	美	さん	建設企業課長	丸	山	栄	一	さん
公営競技事務所長	斎	藤	雄	希	さん	会計管理者	水	沢	正	一	さん
教育課長	富	田		憲	さん	代表監査委員	高	橋	周	衛	さん

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	髙	橋	信	弘		書記	春	日	史	子

◎開議の宣告

○議長（安達丈夫さん）　おはようございます。

ただいまから、令和３年第10回弥彦村議会９月定例会を再開いたします。

現在の出席議員は９名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（安達丈夫さん）　本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、ご協力をお願いいたします。

◎議案第５６号～議案第６２号の質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫さん）　これより日程第１、議案第56号　令和２年度弥彦村一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第７、議案第62号　令和２年度弥彦村下水道事業会計決算認定についてまでの決算７案件を一括して議題といたします。

最初に、決算審査に対する意見を求めます。

高橋代表監査委員、お願いいたします。

○代表監査委員（高橋周衛さん）　おはようございます。監査委員の高橋です。

ではこれから、令和２年度一般会計ほか５つの特別会計、そのほか下水道会計につき、決算審査の報告を申し上げます。詳しい内容はこの審査意見書に記載されておりますので、要点だけお話ししたいと思っております。

まず、一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書。

審査の手続としましては、村長から送付された一般会計ほか５特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、法令の規定に従って作成されているかどうかを確認し、これに記載された計数について、各種関係帳票類及び証書類と照合、あるいは内容の検討を行い、併せて各課で作成された決算審査資料に基づき、関係職員の説明を聴取して、計数の正確性並びに予算の執行、管理の適正について慎重に審査を実施しました。

審査の結果。

審査に付された一般会計ほか５特別会計歳入歳出決算書、附属書類、各基金運用状況に関する調書等は、いずれも関係法令に準拠して作成され、計数は関係諸帳簿と符合して正確であり、出納諸帳簿と歳入歳出差引額は、各金融機関の残高証明書の額、現金は例月出納検査で確認済みであります。それぞれ符合したので、決算計数は違算ないものと確認し、適正なる決算であることを確認しました。

財産に関する調書については、公有財産、債権、基金等、各調書の計数は誤りのないことを確認しました。

次に、審査の個別意見であります。

まず、令和２年度一般会計の概要。

一般会計の決算額は、収入総額が55億8,144万円、支出総額は53億6,312万円となりました。数字については、１万円未満切捨てでお話ししております。

歳入の対前年比増減では、主なものとして寄附金（ふるさと納税）が8,343万円の増、国庫支出金８億3,673万円の増、村債3,247万円の減等を相殺した結果、前年度より10億7,085万円の増となりました。

歳出では、ふるさと納税額の増に伴う返礼品に係る経費の増、冬期間が記録的な大雪であったことによる除雪経費の増、基金積立金の増など、トータルでは前年度より10億3,410万円の増となったものであります。

なお、ここでは書いていないんですけれども、特別定額給付金、これが７億9,770万円が歳出ではかなりのウエートを占めております。

実質収支額につきましては、１億9,932万円の増です。前年度に比べて3,974万円増加しました。

次に、決算指数ですけれども、実質的な単年度収支額については、実質収支額１億9,932万円に基金積立金１億3,869万円を加え、前年度実質収支額１億5,958万円と、基金取崩額を差し引いた実質的な単年度収支額は１億2,758万円の黒字となっております。

次に、決算指数ですけれども、実質収支比率は7.6％となっております。経常収支比率は3.5ポイント減の78.9％となり、前年度より低下しました。

実質公債費比率は、前年度より0.5ポイント減の14.0％となり、引き続き18％を超える起債許可団体からは脱却しております。

将来負担比率は、ここに書いてありますように55.8％となり、同じく前年度より減少しました。

４ページには、歳入の財源別の決算の状況がここの表に記載されております。

財源別に見ますと、依存財源は村債を含め36億7,763万円で、歳入決算額の65.9％を占め、自主財源は19億380万円でありました。依存財源が前年度より5.32％増加しました。これは地方交付税、国庫支出金等が増額になったことが主な要因であります。

次に、６ページ、歳出でありますけれども、これもこの表のとおりであります。

目的別の歳出の状況では、この各科目別の目的別歳出状況の決算額のとおりとなっております。合計では前年度より10億3,410万円増加しました。

概要はこのような状況であります。詳しい内容につきましては、こちらの記載の表をご覧になっていただきたいと思います。

次に、国民健康保険特別会計。

７ページでありますけれども、こちらは決算額は歳入が７億490万円、歳出６億6,169万円、実質収支額は4,321万円です。前年度実質収支額などを控除した実質単年度収支額は、1,371万円の

増加となりました。前年度に比べて547万円の増となっており、健全な財政運営が図られています。

歳入歳出の状況は、ここに記載のとおりであります。

次に、後期高齢者医療特別会計の概要であります。

歳入が8,396万円、歳出8,283万円、実質収支額113万円となっており、前年度より46万円増加しました。

歳入歳出の状況は、こちらの表のとおりです。

次に、介護保険特別会計。

決算額、歳入が９億5,256万円、歳出９億825万円、実質収支額は4,430万です。

前年度実質収支額を控除し、基金積立金を加えた実質単年度収支額は、425万円の赤字でありました。しかし、基金への積立金4,300万円やったことから、今のところ健全な運営がなされているものと判断できます。

歳入歳出の状況は、こちらに書いてある数字のとおりであります。

次に、競輪事業特別会計。

決算額は、歳入158億2,760万円、歳出157億6,054万円、実質収支額は6,705万円となっています。これに前年度実質収支額245万円と基金取崩額2,000万円を控除し、基金積立金20万、それから一般会計繰出金8,000万円がありましたので、これを加味した実質収支額は１億2,479万円の黒字となっております。ミッドナイト及びナイター競輪の売上げが好調であったことから、競輪事業においては依然として順調に収益確保がなされているものと思われます。

歳入歳出の状況は、こちらに記載のとおりであります。

次に、温泉事業特別会計。

歳入が2,421万円、歳出2,256万円、実質収支額は165万円となっています。

前年度実質収支額146万円と基金取崩額2,233万円を控除し、基金積立金300万円を加算した実質単年度収支額は、1,900万円の赤字となりました。

収入を見ますと、歳入は41万円で、これは新型ウイルス感染症の影響で観光事業関連の事業者救済のため、温泉利用料を全額免除した結果であります。

あと、歳入歳出の数字は、こちらに記載のとおりであります。

次に、財産管理状況でありますけれども、こちらは財産に関する調書241ページに記載のとおりであります。

ここに書いてありますように、今年度は公共用財産として土地が1,114㎡の増加となりました。これは井田地区に建設予定の枝豆選果場用土地を購入したもの、そのほか土地の寄附採納があったものであります。

そのほかは、前年度と比べて増減はございませんでした。

あと物品、債権、その他については、この収支に関する調書に記載のとおりであります。

最後に、基金の運用状況についてですが、差引き合計で前年度末より9,190万7,000円の増加で、

合計で15億5,019万7,000円となっております。明細につきましては、245ページの基金の運用状況を参照していただきたいと思います。地域福祉基金ほか５基金で減少し、土地開発基金は現状のまま、増額になったものは８つの基金であります。

次に、下水道事業会計の決算審査を報告いたします。

審査の結果。

審査に付された決算諸表は、財務状況並びに経営の内容は適正に表示されており、決算内容の計数正否、収支の合理性についても非違はなく、現金、預金残高も預入金融機関の残高証明書の合計額と符合していることを確認し、適正なる決算であることを確認しました。

審査の個別意見。

下水道会計の決算の概要ですが、下水道会計の決算諸表の５ページをお開きください。こちらに損益計算書が載っております。

総収入４億6,673万円、総費用４億3,334万円となり、経常利益は前年度より269万円減額となり、3,339万円となっております。この損益計算書での総収入は、営業収益と営業外収益を合計したものであります。

総支出費用については、営業費用と営業外費用を合算したものであります。その差額が経常利益、同じく当年度の純利益となっております。

こちらの決算書につきましては、一般会計からの下水道会計への繰出金が２億4,500万円ございます。内訳を言いますと、営業収益の負担金4,958万6,000円、それから他会計繰入金１億9,541万4,000円、これを合計したものが一般会計からの繰出金になっております。

次に、業務の状況としましては、処理人口は7,089人、有収水量としては90万7,591㎥です。処理単価は150円、原価につきましては、今年、令和２年度ですと392円19銭となりました。

企業債の残高ですけれども、下水道会計の22ページに書いてございますように、前年度末の残高が28億4,447万円でありましたが、今年度新たに借り入れた額が１億7,320万円、本年度の償還額が２億8,004万円、令和２年度の残高としては27億3,763万円となっております。

以上が下水道会計の概要でございます。

次に、財政健全化審査についてですけれども、財政健全化審査結果。

総合意見。

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

個別意見としましては、実質公債費比率、令和２年度の実質公債費比率は14.0％、前年度より0.5ポイント下回りました。これは早期健全化基準の25％と比較するとこれを下回っており、また起債に県の許可が必要な18.0％もクリアしており、特に記述すべき意見はございません。

将来負担比率について。

令和２年度の将来負担比率は55.8％となり、前年度より23.8％下回りました。早期健全化基準の350％と比較すると下回っており、特に記述すべき意見はありません。

是正改善を要する事項も、指摘すべきことはございません。

最後に、下水道事業会計経営健全化審査ですけれども、審査の結果、総合意見としましては、審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

個別意見。

資金不足比率はゼロ以下となり、特に記述すべき意見はありません。

是正改善すべき事項もございません。

以上、決算の審査概要と健全化審査意見について報告いたしました。

○議長（安達丈夫さん）　以上で決算審査に対する意見を終わります。大変お疲れさまでございます。

高橋・小熊両監査委員におかれましては、広範囲な審査及び意見書の取りまとめなど、大変お疲れさまでした。

なお、高橋代表監査委員にはこのまま審議の場に同席いただきますので、よろしくお願いをいたします。

決算７案件の大綱については、去る８月30日に会計管理者並びに建設企業課長から説明を受けておりますので、早速審議に入ります。

決算７案件の審議につきましては、各会計ごとに区切って質疑を行い、その後に討論、採決の順で行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん）　異議なしと認めます。

それでは、最初に議案第56号　一般会計歳入歳出決算について、ご質疑があればこれを許します。

なお、最初に、主要施策の報告書からの質疑を行います。

質疑はありませんか。

那須議員。

○３番（那須裕美子さん）　主要施策の成果に関する報告書の41ページです。

教育設備の整備の中で、小・中学校タブレット端末及び附属品購入、そして弥彦小学校、弥彦中学校の実践の中で、タブレット端末等の教育、ＩＣＴを活用した授業づくりを推進しましたとありますが、１人１台タブレット端末を持つことによって、教育のＩＣＴ化が実現されております。そして、７月に弥彦小学校のほうにタブレット端末を活用した授業を参観させていただきまして、誠にありがとうございました。

そこで、校長先生のほうから説明があったかと思うんですけれども、既にタブレット端末１台、ちょっと落下によって破損するような事例があったとそのとき説明がありまして、その際にその端末に関する保険は掛けていないとのことだったんですけれども、高価なものだけに、破損したときの修理費等も費用がとてもかかると思いますが、今後そのような破損に関して想定される保

険等はお考えになられたのかどうか、お伺いいたします。

○議長（安達丈夫さん）　教育課長。

○教育課長（富田　憲さん）　１人１台のタブレット端末の保険金につきましては、今年度に入ってようやくＧＩＧＡスクール構想を適用するタブレット端末への保険商品のほうがいろいろと見られるようになりましたので、保険を掛けた場合とその都度修理した場合のメリットとデメリットを整理した上で、専門家の意見を聞いてから、今後最適な選択をしようと考えております。

また、先ほど議員が言われましたように、校長先生のお話にもありましたように、１台画面割れの故障があったということにつきましては、今予備費がありますので、今はそちらのほうで対応しているということです。

以上です。

○議長（安達丈夫さん）　那須議員。

○３番（那須裕美子さん）　小学校・中学校においては、今やタブレットがノートや鉛筆と同様に文房具の一つとなっているという、校長先生もお話しされていました。文房具の一つですが、とても高価な文房具となっていますので、そこら辺はきちんと考えなきゃいけないのかなと思います。

小学校で入っている子供たちが掛けている保険の中に、器物破損とか、そういった補償がついているんではないかなと、そういうのを使って修理するとかいうことはお考えではないですか。

○議長（安達丈夫さん）　教育課長。

○教育課長（富田　憲さん）　まさに議員が言われますように、子供たちが何かを破損したときの保険とかはあります。そうした保険なんですけれども、私もちょっと保険のことでいろいろ調べたんですけれども、そういった保険というのは、子供が他人の何かを壊したとき、例えば学校のガラスを割ったりとか、そういうときには保険が適用になるんですけれども、１人１台のタブレットというのは子供が自分の物として使っているんですよね。自分の物を壊したというのは、そういった保険は適用にならないそうなんです。ですので、あくまでもそのタブレットに掛かる保険というのをこれから探して掛けていかないといけないので、今研究しているところです。

以上です。

○議長（安達丈夫さん）　那須議員。

○３番（那須裕美子さん）　よく分かりました。ありがとうございます。

あともう一つなんですけれども、また別のちょっとこちらのタブレット端末に関することに関連しているんですけれども、ＧＩＧＡスクール構想の急速な進展は、少なからず新型ウイルスの感染拡大が影響して、助長となってここまで進んできたんではないかなと考えられます。

以前はお子さんの感染があまり報告されていませんでしたが、ここ最近は10代の方の感染者も増えているということで、以前のように一斉休校はしなくとも登校させることは不安だわと思うお母様方とか家庭は、登校しないで自宅でオンライン授業を受けるように進めているような学校もございますが、弥彦小学校・中学校では、今後オンライン授業も可能にするための各家庭のネ

ット環境の把握ですとか、あと家庭環境により格差が生じてしまうと思いますが、そういった家庭への配慮、措置などは検討されているのでしょうか。

○議長（安達丈夫さん）　教育課長。

○教育課長（富田　憲さん）　ただいま議員が言われましたように、各家庭でオンライン授業を実施するには、インターネットに接続できる環境が必須となります。そのため、小・中学校において、全家庭に対しインターネット利用環境に関するアンケート調査を実施しております。現在、その結果について集計をしているところであります。

また、先日、弥彦村就学援助規則の一部を改正し、就学援助の費目にオンライン学習通信費を加えました。これにより、家庭でのオンライン学習が本格運用された際には、援助が必要な児童・生徒の保護者に対して通信費の一部が支給できるようになりました。

以上です。

○議長（安達丈夫さん）　那須議員。

○３番（那須裕美子さん）　ありがとうございます。オンライン授業ができるようになると、便利な反面、ネット環境が整っていないご家庭だとかに格差が生じるのが懸念されている一番のことかなと思われますので、そういったところに支援できるように進められていることはありがたいなと思います。

また、もしもオンライン授業が可能になった場合に、様々な事情で学校に行けないお子さんとかもいらっしゃると思いますので、そういったお子さんにも平等に授業が受けられるようになるということは、ある意味とてもいいことなのかなと思いますので、徐々に徐々に、急速にではなくてもオンライン授業とかできるようになったらと思いますので、どうぞよろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（安達丈夫さん）　ほかに。

板倉議員。

○５番（板倉恵一さん）　５番。

主要施策の成果に関する報告書の11ページです。

ふるさと納税についてなんですが、令和元年度３億5,571万4,000円、令和２年度で４億3,915万1,000円というふうに増えております。その中では、弥彦村にとって競輪の収益と合わせて貴重な財源であります。そういう中では、ふるさと納税をどうしてもやはり増やしたいということで、隣の三条市では、ふるさと納税増額請負人というようなものまで今出ております。

そういう中では、このふるさと納税をより多く納めてもらうというか多く集めるためには、今66.3％の米が主力であります。そういう中では、次のふるさと納税、今、枝豆に大分力入れておりますが、そのほかで主力商品についての開発等、うちのほうも何かプロジェクトなり、何かの形で委員会なりつくって、これからふるさと納税を増額するというようなことは考えていないんでしょうか。

○議長（安達丈夫さん）　総務課長。

○総務課長（伊藤和恵さん）　まず、現在行っております取組からご説明させていただきます。

議員ご存じのとおり、弥彦村の枝豆は極めて食味も品質も良いことから、７月にブランド化いたしまして、イメージアップと認知度アップを図っておるところでございます。現在、ふるさと納税においても、多くの皆様から選んでいただきたく、枝豆の積極的な魅力発信と量の確保に努めている状況でございます。

また、ふるさと納税売れ筋ナンバーワンの伊彌彦米については、付加価値の高い無農薬栽培米を、今後、返礼品に加える予定としております。

現在、このようにお米と枝豆に対して取り組んでいる状況でございますが、ご質問のお米、枝豆以外の主力商品の開発については、株式会社ヨシカワからご提供いただいておりますフライパンなどの家庭用品も好調でありますので、そちらのＰＲにも努めてまいりたいと考えております。

また、新規返礼品提供事業者の開拓を行っており、返礼品数増加に向け、取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（安達丈夫さん）　板倉議員。

○５番（板倉恵一さん）　大体のことは分かりました。

それで、今どのぐらいの商品が返礼品に使われているのか、その辺をお聞きしたいんですが。

○議長（安達丈夫さん）　総務課長。

○総務課長（伊藤和恵さん）　約180の返礼品でございます。

○議長（安達丈夫さん）　板倉議員。

○５番（板倉恵一さん）　そういう中では、米と今現在はどういうのが次に流れているのかというか、皆さんはどういうようなものを欲しているのか、その辺がある程度つかめているんでしょうか。

○議長（安達丈夫さん）　総務課長。

○総務課長（伊藤和恵さん）　今現在の状況でございますけれども、やはりお米が一番売れ筋になっております。そして、先ほど申し上げましたとおり、家庭用品のほうも好調になっておりますので、やはり弥彦村ならではの、事業者の数は隣と比べて随分少ないんですけれども、そういったところを魅力を発信して、今後努めてまいりたいと考えております。

○議長（安達丈夫さん）　板倉議員。

○５番（板倉恵一さん）　そういう中では、これからも更にふるさと納税、とってもいいような国の施策でありますので、それをやはり活用しない手はないなというふうに思っております。

それで、次になりますが、よろしいでしょうか。13ページであります。

13ページの下のほうの２行目に、新たな滞納者の発生を抑えるとともに、滞納処分を進めて滞納額の圧縮に取り組んでまいりたいと考えておりますというふうにあります。

今、皆さんもご承知のように、このウイルス禍の中で会社が倒産した、それから解雇されたという方の話も多く聞いております。そういう中では、納税ができない、国民健康保険税も払えな

いという方の話も聞きます。そのようなときに、村ではどのような対応をされているのかをお聞きしたいんですが。

○議長（安達丈夫さん）　税務課長。

○税務課長（小林健仁さん）　村での対応ということでございますけれども、新型ウイルスの感染症の影響によりまして収入が減少した世帯や、会社が倒産、解雇などによりまして離職した場合に、一定の要件を満たす世帯につきまして国民健康保険税の減免を行っております。

減免の対象となる世帯についてですが、ウイルス感染により世帯の主たる生計維持者が死亡したり、または重篤な傷病を負った世帯ですとか、あと事業等の廃止や失業の場合は全額免除になっております。

また、それ以外の世帯ですけれども、収入の減少が見込まれる場合は、それぞれ免除の割合によりまして計算を行いまして、減免や免除を行っております。

また、倒産や解雇、雇い止めなどによりまして離職された方につきましては、前年の給与の所得を３割とみなしまして税金を計算して、税の軽減を行っております。

以上です。

○議長（安達丈夫さん）　板倉議員。

○５番（板倉恵一さん）　そういう中で、私の聞いた話の中なんですが、役場に行って、何とか今日、これから病院に行くんだけれども保険証が今手元にないと、そういう中で何とかしてもらえないかという話も聞いております。そういうような場合というのは、お金は払ってある、でもそれがすぐ対象になっていないといいますか、現行上はちょっと難しいというようなことで断られたというふうな話もちょっと聞いているんですが、その辺はいかがなんでしょうかね。

○議長（安達丈夫さん）　税務課長。

○税務課長（小林健仁さん）　税務課の窓口のほうで断られたということでしょうか。滞納者につきまして、短期保険証のほうは滞納者に対して、それぞれ６か月から１か月というところで、期間を設けて短期証のほうを交付しておるところなんですけれども、それ以外で交付をされなかったということなんでしょうか。どういった場合だったのかをお調べさせていただいて、今ちょっと手元に資料がありませんので、お調べさせていただきたいと思うんですけれども。

〔「はい、分かりました。それでよろしいです」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん）　板倉議員。

○５番（板倉恵一さん）　主要施策の47ページになります。

第18回「弥彦を描く」公募展についてであります。

公募展は、第18回をもって終了となりました。それで、参加者の高齢化が進んでいるために、中止はやむを得ないというふうに私も思っております。でも、弥彦村は観光地でありますし、そういう部分では何かの形でこの公募をできないものかというので、別の企画でもよろしいですが、今最近はインターネットもあります。そういう中でも、それを利用しながらも何かいい企画ができないものかなというふうに私も思っているんですが、役場のほうではどのような形で今思って

いるのか、その代わりのものがあるのかどうか、その辺をお聞きしたいんですが。

○議長（安達丈夫さん）　教育課長。

○教育課長（富田　憲さん）　ただいまの件なんですけれども、ちょっと私、こちらの記載のほうが紛らわしかったのかあれなんですけれども、公募展のほうなんですけれども、こちらは中止になっておりません。終了となったのは「弥彦を描く」写生会のほうであり、「弥彦を描く」公募展のほうは継続しておりまして、今年度も第19回を10月に開催の予定となっております。

終了となった写生会のほうにつきましては、今年度、民間の事業所が企画した弥彦での写生会に、こちらも村として協力しましたように、弥彦を会場とした芸術振興の企画がありましたら今後もサポートしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（安達丈夫さん）　板倉議員。

○５番（板倉恵一さん）　じゃ、私のほうがちょっと早とちりしたみたいですね。公募展は駄目だけれども写生会についてはオーケーということで……

〔「逆」と言う人あり〕

○５番（板倉恵一さん）　逆。ああ、そうですか。これからもまた続けていってほしいというふうに思います。それじゃいいです。ありがとうございました。

○議長（安達丈夫さん）　ほかに質疑ありませんか。

柏木議員。

○６番（柏木文男さん）　数件ありますので、お願いいたします。

最初に、施策の７ページをお願いしたいと思います。

７ページの中で、広報の広聴活動等、掲載されております。毎月25日に広報が発行されておりますけれども、総務課のほうで広聴活動の記載がありますけれども、どういうような形の中で広聴活動を行ったか、その内容をお聞きしたいと思っております。

○議長（安達丈夫さん）　総務課長。

○総務課長（伊藤和恵さん）　ただいまの御質問でございます。

令和２年度につきましては、やはり感染症の影響で多くの方と対面して意見を伺うことが非常に難しい年でございました。ただ、広報活動といたしましては、窓口や電話による広聴のほか、各種計画策定のためのパブリックコメントの実施、そしてホームページにご質問・お問合せコーナーを設置したり、あとは各種団体等の要望等受付など、そういったところが広聴活動だったのであったと考えております。

以上です。

○議長（安達丈夫さん）　柏木議員。

○６番（柏木文男さん）　私は、直接現場に出て、そのような形の中でやったのかなというふうに考えていたんですけれども、分かりました。

それと、今度は10ページお願いします。

住居の促進事業の関係で、弥彦村の補助金を活用して15世帯が利用したというふうになっております。そして、応援の関係のホームページ、またチラシの配布を行ったという形が出ております。

一番なのが、村外から来る人がどの程度弥彦村のホームページを見て来たのか、その件数が分かったらお願いをしたいと思っております。

○議長（安達丈夫さん）　総務課長。

○総務課長（伊藤和恵さん）　大変申し訳ございません。移住ウェブサイトの閲覧数につきましては、今現在、把握できない仕様となっておりますので、現在お答えすることができません。

○議長（安達丈夫さん）　柏木議員。

○６番（柏木文男さん）　普通であるとカウントが出てきていると思うので、是非とも大事なことでありますので、そのカウントができるような体制づくりのホームページをお願いしたいというふうに考えております。

また、その中でチラシの配布ということも書いてありました。実際、弥彦村に来た中で、転入届出した中でチラシの配布してもしようがないと思うんですよね。やはりホームページのほうでぎっちりとやれば弥彦の中身が分かってくる、そうすれば転入者も多くなってくると私は思っておりますので、そういうふうな形の中でホームページの活用をしてもらいたいと思っております。チラシも大事だと思いますけれども、やはりまず最初、弥彦村はどういうふうな村なのか、住みよい村なのか、また福祉の充実があるのか、そういうのをホームページに載せてもらえば、少しでも村外、また県内の人から、また国内の人から、やはりたくさんの人が私見て、そこに弥彦のは魅力的だなというふうになれば転入してくる人がおりますので、是非その活用をお願いしたいと思います。どうでしょうか。

○議長（安達丈夫さん）　総務課長。

○総務課長（伊藤和恵さん）　議員のおっしゃるとおり、福祉の充実とか弥彦村の魅力発信等をウェブサイトのほうに今後も掲載など工夫しまして、移住・定住促進のために情報発信に努めてまいりたいと考えております。

○議長（安達丈夫さん）　柏木議員。

○６番（柏木文男さん）　やはり情報発信が一番大事ですので、是非お願いをしたいと思います。

続きまして、13ページになります。

県の地方税徴収機構からの関係で、村の関係で税金を納めていない人の関係ですけれども、督促状や催促に応じない悪質者がいるという形があります。誠意をもってしなかった場合は、財産の差押えをするという項目が載っておりますが、差押えの順序というのはどのような形の中で差押えをやっていくのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（安達丈夫さん）　税務課長。

○税務課長（小林健仁さん）　差押えの順序でございますけれども、まず納期限が過ぎて納税されない場合に、地方税法に基づきまして、各税目ごとの納期限から20日以内に督促状を送付いたし

ます。督促をしてもなお納めていただけない場合には、催告書を送付して納めていただくように促しております。

その中で、再三にわたりまして督促や催告を行っても納税や連絡が全くない方ですとか、納税の連絡があっても納税が継続しない方につきましては、村の村税等滞納事案引継ぎ予告通知書を送付いたしまして、県と参加市町村で構成しております差押え等の滞納整理を専門に扱う組織であります新潟県地方税徴収機構三条地域特別機動整理班に引き継ぐ旨の引継ぎ予告を行います。

その後、引継ぎ予告を行っても期限までに納付や連絡がなかった場合につきましては、徴収機構に引き継いだ旨の引受通知書を送ります。その引受通知を行ってもまだ反応がなく、期限までに納付や連絡がなかった場合につきましては、差押予告通知書を送付して、事前予告なく差押処分を行う旨の予告通知を行っております。

その後も納税相談の連絡がない場合につきましては、三条の徴収機構と協議をいたしまして、財産調査、捜索、差押えというような流れとなっております。

以上です。

○議長（安達丈夫さん）　柏木議員。

○６番（柏木文男さん）　ありがとうございます。５つも６つも経過した中で、そういう調査で最終的には差押えをするという形で。

それで、弥彦村で、要は督促、また差押えの件数というのは、大体分かりましたらお願いをしたいと思います。

○議長（安達丈夫さん）　税務課長。

○税務課長（小林健仁さん）　徴収機構に昨年引継ぎました引受通知を行った件数ですけれども、令和２年度につきましては、７件の世帯につきまして通知を行っております。

○議長（安達丈夫さん）　柏木議員。

○６番（柏木文男さん）　これ、同じ問題で３回目でやめますので。

もしくはどういう中身で、品物をどういう中身を差し押えたか、差し支えなかったらお願いをしたいと思います。

○議長（安達丈夫さん）　税務課長。

○税務課長（小林健仁さん）　差押えの中身ですけれども、具体的に言いますとちょっと個人情報に当たるおそれがありますので、ここでは差し控えをさせていただきたいと思います。申し訳ございません。

○議長（安達丈夫さん）　柏木議員。

○６番（柏木文男さん）　分かりました。多分そうだろうと私は思いました。

じゃ、あと三、四件ありますので、お願いします。

今度、15ページになります。

その中で、母子保健の向上と胎児の健全育成のために医療費の助成を行ったというふうに書かれております。見てみますと、助成額で前年比の６倍、件数で2.2倍となっております。

私ちょっと考えたんですけれども、出生数が少なくなっているのに件数が倍というような形が出てきておりまして、その原因が私分からなかったので、是非その内容をちょっとお聞きしたいなと。同じ人が何回もあったのか、それとも１人だけでこれだけになったのかという形になると思うんですけれども。

○議長（安達丈夫さん）　住民課長。

○住民課長（小出将浩さん）　助成件数や金額が前年度よりも多かった件なんですが、助成件数の増加につきましては、令和２年度から助成方式を償還方式から現物給付方式に変更しております。

償還方式につきましては、一旦医療機関で３割分払っていただいた後、領収書を持って役場に申請していただく方式なんですが、令和２年度からは、受給者証を医療機関に見せれば負担額のみの負担で済む方式に変更いたしました。そのことによって利用しやすくなったのが要因と考えられます。

また、医療費が多くなった件につきましては、令和２年度につきましては、医科入院が延べで21件、239日で、助成額が103万813円と高額であったことが要因と考えられます。ちなみに令和元年度ですが、入院につきましては延べ３件の26日で、７万9,930円でございました。

以上です。

○議長（安達丈夫さん）　柏木議員。

○６番（柏木文男さん）　実質、現物支給になるとやはり窓口で事務ができますので、本人たちも楽だというのははっきり分かります。ありがとうございました。

それと、16ページになりますけれども、児童手当の支給の関係です。

中学校卒業前までに児童を有する父母等に支給をしましたというふうに掲載をされております。私もこのことについて、先回の定例会のときに、私も父兄という言葉を使ったんですね、その当時。そうしたら、傍聴者の方からそれはちょっとおかしい言葉だよと言われております。やはりその中で、私のときは午前中に話をして午後に訂正をいたしました。でも今回、活字になって父母等という形が出てきております。

私もウェブで見ましたら、やはりその言葉自体が不適切な言葉であるというふうに載っておりましたので、是非とももう一度皆さん調べて、差別用語の研修をしたほうが私はいいと思っております。どうでしょうか。

○議長（安達丈夫さん）　住民課長。

○住民課長（小出将浩さん）　父母等の表記につきましては、児童手当法には表記されておりますので使用しております。しかしながら、議員のおっしゃるとおり配慮が必要と考えられますので、今後、主要施策等の報告書の表記につきましては、保護者等に訂正させていただきたいと思います。

○議長（安達丈夫さん）　柏木議員。

○６番（柏木文男さん）　この施策のほうも今回直して、その字句を訂正したほうが私いいと思う。これは永久保存になりますので、ずっと残りますから、是非訂正をしたほう私はいいと思ってお

ります。

続いて、19ページになります。

いっぱい事を言って申し訳ありません。あと４つありますので、お願いします。

高齢者の支援のほがらか荘の関係でございます。

定数８名のところを入所者が８名というふうになっております。独り暮らし、老人世帯が非常に多くなっている中で、このほがらか荘が弥彦村の独り暮らし、老人世帯も含めての入所の施設だと私は思っておりますが、今後こういうような利用が出てきた場合、村としてはどういう対策を取るのか、それをお聞きしたいと思っております。

○議長（安達丈夫さん）　福祉課長。

○福祉課長（坂爪明博さん）　ご質問のほがらか荘の利用につきまして、今後お申込みが出てきましたら利用申込書を提出していただきます。現在、利用申込書は１名提出されておりまして、入所待ちの状況になっております。

○議長（安達丈夫さん）　柏木議員。

○６番（柏木文男さん）　以前、三条の県央寮というのがありまして、そこに独り暮らし、また老人世帯の人が入所していた。そして、ほがらか荘ができたためにその一部事務組合を退所したというような形があります。そこもまた、多分まだ空いている可能性もあって、利用できればというふうに私は考えております。是非ともやはり独り暮らし、また老人世帯の方が多くなると、こういう元気老人の人もたくさんいる訳ですよね。でもやはりうちには入れない、入れないというのも出てくると思っておりますので、是非このことも検討していただきたいなと。ただ、待ち望んで空きがあったら入るとなるとどっちが早いか。上に行くのが下に行くのが早いかという形になると思いますので、是非とも検討してもらいたいというふうに思っております。これは検討だけで結構でございます。

今度、21ページでございますが、チャイルドシートの関係でございます。

一応こうやって書いてあるんですね。村外にもＰＲを行い、転入者の増加につなげるよう努めているというふうなことを書いてございます。でも、私の見方が悪かったのか、ホームページ見ても実際にそういうことを書いていないんですよ。やはりそういうこと自体、私が間違っていれば別ですけれども、書いていないのにどうかなというふうに思います。どうやってＰＲをするのかという話です。先ほどの例もありますけれども、やはりよくホームページを確認しながら、またやっていかないと、やっぱり無理が出てくると私は思っております。どうでしょうか。

○議長（安達丈夫さん）　健康推進課長。

○健康推進課長（松井裕美子さん）　村外の方にもホームページでＰＲを行っておりますと書いてありますが、ちょっと分かりづらいところに、ホームページのほうにございまして、実のところ交通安全というところに掲載されております。今後、子育てに関する情報のところにも掲載をいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（安達丈夫さん）　柏木議員。

○６番（柏木文男さん）　今後ともよろしく、やはり子育て大事ですので、是非ともお願いをしたいと思っております。

今度、33ページになります。一般廃棄物の処理の関係でございます。

令和元年度から比べると、非常に廃棄物の関係が多くなってきております。不燃物、粗大ごみ、金属類、紙パック、乾電池、新聞紙、枝の剪定等、段ボール、これが非常に多くなってきているんですけれども、やはり私思ったのは、この新型ウイルスの関係でうちに籠もる方が多くなったので、それで多くなったのか。そのやつが私にはちょっと分かりませんので、そこをどういう具合でこんなに多くなったのか、理由が分かりましたらお願いしたいと思います。

○議長（安達丈夫さん）　建設企業課長。

○建設企業課長（丸山栄一さん）　推測の話なんですけれども、議員おっしゃるとおり、新型ウイルス感染症の影響に伴い在宅時間が増えたことにより、家庭内、家庭の不用品処分が進んだことが原因とこちらのほうでも推測しております。

○議長（安達丈夫さん）　柏木議員。

○６番（柏木文男さん）　委託金額を見ますと、そんなには増えていないんですよね。ごみの処理は多くなったけれども、またぴんと上がっているかなと思いましたら、そんなには増えていなかったというのが、私見た中で感じ取っておりました。これがどういう理由か、ちょっと私は分かりませんが、もっとこれだけごみが増えて、要はごみ処理場のほうから請求書がいっぱい来るのかなと思ったら、そんなに増えていなかったというのがありましたので、これはどういう訳かちょっと教えてください。

○議長（安達丈夫さん）　建設企業課長。

○建設企業課長（丸山栄一さん）　詳しくはっきりは分かりませんけれども、燕・弥彦総合事務組合から負担金が請求されております。こちら重量とかを計算して燕市と一緒にやっているので、その請求に従い負担金を支払っているのが今の段階です。

○議長（安達丈夫さん）　柏木議員。

○６番（柏木文男さん）　一つ言いますと、粗大ごみをちょっと例に取りますと、前年度が210万円ほど、そして粗大ごみ、平成２年が220万円ほどというとあまり伸びてなかったというのが現状かなと。そういう中で私見ておりましたので、回答はまたいいと思いますので、お願いしたいと思います。

それと、教育委員会の43ページになりますけれども、これで最後になります。語学指導の推進事業の関係です。

今後の見直し等で小学校の外国語が必修されると、そういう中で、さらなる充実させる必要ということが書かれております。どのようなことが必要になってくるのか、先生を増やすのか、それとも今いる先生の中でやっていくのか、そういうのをちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（安達丈夫さん）　教育課長。

○教育課長（富田　憲さん）　新学習指導要領に基づきまして、小学校５、６年生から、英語が国語や算数と同じ教科として扱われるようになりました。それに伴い、授業の内容がより実践的な会話を中心としたものに変わったため、ＡＬＴのようなネーティブスピーカーの講師と協力しまして、英語での発信や聞き取りを積極的に取り入れることが更に必要となってきております。

以上です。

○議長（安達丈夫さん）　柏木議員。

○６番（柏木文男さん）　英語の得意な先生もおりますし、全く私みたいに外国の言葉自体が絶対分からない人間もおりますし、ＡＬＴが必要になるということになれば、今後、教育委員会としては新年度に向けて要望していくのか、それとも現在の学校の中で進んで、今いる生徒、先生の中でやっていくのか、そういう点分かったらお願いをしたいと。

○議長（安達丈夫さん）　教育課長。

○教育課長（富田　憲さん）　今現在、ＡＬＴ、アメリカ国籍の方１人、小・中学校兼任でやっております。また、保育園のほうにも時々行っておりまして、保育園の頃から英語に慣れ親しんでいただいています。

以上です。

○議長（安達丈夫さん）　柏木議員。

○６番（柏木文男さん）　これで最後にします。

今のＡＬＴを利用するところになると、保育園も行っている、小学校も行っている、そうすると週何回ぐらい行っておりますか。それが今度、小学校５、６年生が必修になると、ＡＬＴの先生が足りるのかということはちょっと心配なので、お聞きしたいと思います。

○議長（安達丈夫さん）　教育課長。

○教育課長（富田　憲さん）　こちらの主要施策の報告書43ページにもございますように、中学校は第１、第３の火曜日、小学校は毎週水曜日と木曜日、保育園は、第２、第４火曜日の午前中に行っております。

また、今現在、お１人が兼任でやっていただいておるんですけれども、現在のところ、こちらのほうで十分な成果が出ていると考えております。

○議長（安達丈夫さん）　柏木議員。

○６番（柏木文男さん）　これで最後になりますけれども、この小学校５、６年生に向けて、是非ともいい方向でお願いをしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

多数しゃべりまして、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安達丈夫さん）　ここでしばらく休憩といたします。再開は11時20分といたします。

（午前１１時０８分）

○議長（安達丈夫さん）　再開いたします。

（午前１１時２０分）

○議長（安達丈夫さん）　それでは、これから決算書に基づいて質疑を行います。

それでは、決算書の関係で質疑ありませんか。

柏木議員。

○６番（柏木文男さん）　すみません、またお願いしたいと思います。

71ページになります。

保育園の関係の給食材料費で1,740万円ほどが載っております。小学校、中学校については直接学校に納めているという形で、給食材料費は出てきておりませんけれども、小学校も含めて地元の食材というのはどのくらい利用されているのか、それをお聞きしたいと思っております。業者さんも全部、小学校、中学校、保育園も民間になりましたし、弥彦村の業者ではありませんので、やはりどのような形の中で地産地消が行われているのか、それをちょっとお聞きをしたいと思っております。

○議長（安達丈夫さん）　教育課長。

○教育課長（富田　憲さん）　保育園につきましては、食材の納入業者はほぼ100％、地元の業者となっています。しかしながら、地産野菜の割合につきましては、地元業者がそれぞれ市場で仕入れて納入していることから、どのぐらいの割合かはちょっと分からない状況です。

また、小学校、中学校につきましては、米は100％、地元産となっています。その他の地産野菜なんですが、年間約３ｔ消費されております。ただし、全体に占める地産野菜の割合となりますと、全体の消費量を計算するのにすごく時間がかかるものですので、算出はできていない状況です。

また、小・中学校における食材納入業者のうち地元業者の占める割合についてですが、現在、小・中学校に食材を納入している業者は15業者ございますが、そのうち地元の業者は６業者となっております。

以上です。

○議長（安達丈夫さん）　柏木議員。

○６番（柏木文男さん）　ありがとうございます。お米は100％というような形の中できておりますし、あと私、心配するのが、どうしても民間の業者になったという形があります。今までですと村の直営でやっていたところですけれども、やはり民間のところですと、ちょっと私の心配だけですので、レトルトとか、そういう簡単な食材が多くなっているというふうに私は感じ取る訳ですけれども、実際に給食費、給食を食べたことありませんので分かりませんが、そういう中ではどういうふうにやっているのか、ちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（安達丈夫さん）　教育課長。

○教育課長（富田　憲さん）　議員言われるように、今現在、調理のほうは委託をしておりますが、あくまでも調理業務の委託ということで、小・中学校、保育園共に全て学校内または園内に調理室がございまして、そこで実際に調理を行っておりますので、そういった加工食品というのは、

場合によっては利用があるかもしれませんけれども、ほぼないと思っております。

そういった中で、やはり安全・安心な給食ということで、素材からこだわり、あとまた業者を決める際にもプロポーザル方式で、どのような思いで給食を作られるかということで業者のほうを決めておりますので、今のところ安心・安全な給食が提供できていると考えております。

○議長（安達丈夫さん）　柏木議員。

○６番（柏木文男さん）　今、課長から答弁をいただきまして、ありがとうございます。安心いたしました。私が思ったのは、やはり村外の業者でありますので、どういうふうな形の中で納入しているかというのが実際分かりませんでしたので、今お話を聞いてよく分かりました。ありがとうございます。

○議長（安達丈夫さん）　ほかに。質疑ありませんか。

小熊議員。

○７番（小熊　正さん）　決算書の106ページ、公園修繕費252万6,700円は公園内の遊具の修繕費等であるとのことですが、各地域にあります公園を利用する方々が年々少なくなってきているように思われます。そんな中、今現在、設置されているような遊具につきましても、かなり古いものがあったり、老朽化が進んでいるような器具も見受けられます。そんな中、今後もやはり修繕費や維持管理費が増加するものと考えられます。

そこで、今現在、公園内の遊具はどのような状況であるのか、また今後の公園の在り方、今、各地域におきましても子供の減少等が挙げられ、なかなか利用する方が少ないように思われますので、その辺の考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（安達丈夫さん）　建設企業課長。

○建設企業課長（丸山栄一さん）　現在の公園の利用、公園遊具の利用状況なんですけれども、各地区等で管理をお願いしているので、利用状況についてはちょっと詳しく分からないんですけれども、利用しないと思われる遊具、子供たちが少ない地区、また事前に区長さんたち等と相談しないといけないですけれども、修繕だけでなく撤去も含めて検討したいと思います。

○議長（安達丈夫さん）　小熊議員。

○７番（小熊　正さん）　各地域で公園そのものがあるところ、場所というのは、地域の方々が一番利用しやすいようなところに公園等があるかと思われます。そんな中、やはり利用する子供たちが少なくなる反面、地域の高齢者の方が散歩に出かけたり、また日頃、利用するような感じであればよろしいんですが、今の状況ですと、遊具等が少しあるだけで、子供たちは利用しようとすればできるんですが、高齢者の方は行ってもなかなかベンチ一つないような状態のところもあるかと思われますので、その辺、これからの公園の遊具等の在り方を考えるのであれば、高齢者の方も利用できるような公園に取り組んではどうかなと思われますが、その辺の考えをお聞きしたい。

○議長（安達丈夫さん）　建設企業課長。

○建設企業課長（丸山栄一さん）　公園は地域の皆様の活用していただける公園ですので、今後の

在り方について検討したいと思います。

○議長（安達丈夫さん）　小熊議員。

○７番（小熊　正さん）　できるだけその地域にある公園はそういうような使い方、または子供たちがある程度地域でまとまったところにいろいろな遊具等を更に設置していただければ、ちょっと離れたところでも行って子供たちが利用する、されやすい、また多くの方が利用するのではないかと思われます。その辺も今後の老朽化しているということは、危険も含めているような危惧もございますので、その辺も考えて今後の取組をやっていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（安達丈夫さん）　ほかに質疑はありませんか。

丸山議員。

○４番（丸山　浩さん）　４番。

決算書の134ページです。

実質収支に関する調書で、令和２年度の実質収支額１億9,932万1,510円で実質収支比率が7.6％であります。前年も6.4％となっており、適正指数の３％から５％の範囲を超えているとなっております。その要因と、次年度での対応に関してお伺いいたします。

○議長（安達丈夫さん）　総務課長。

○総務課長（伊藤和恵さん）　議員指摘のとおり、実質収支比率は一般的に３％から５％が望ましいとされております。令和２年度の実質収支比率は7.6％でしたので、５％を超えるような状況であり、この基準から申し上げますと、余剰金が多額に発生したと捉えることができます。つまり歳入が当初より上回ったことや、歳出の不用額が多額に生じたためと考えております。

令和２年度の原因といたしましては、歳入の面では、感染症対策として地方創生臨時交付金等の国の財政措置があったこと、歳出の面では、感染症の影響により事業を中止せざるを得ない状況であったことなどが挙げられます。

対策といたしましては、財政調整基金を積み立てるなど、年度間の財政調整を図ることであると考えておりますが、令和２年度につきましては感染症禍という特殊な年度であり、感染症対策を含む必要な財源として活用を見込みまして、令和３年度に繰り越しております。

以上でございます。

○議長（安達丈夫さん）　丸山議員。

○４番（丸山　浩さん）　それと、歳入総額、歳出総額ともに前年度比約10億円の増であります。これは先ほど高橋代表監査委員のほうから説明がございましたとおり、約７億円が特別給付金のほうでの増であったということでございますが、不用額も前年比に比べて約7,000万円増えております。この点についてもお考えを伺います。

○議長（安達丈夫さん）　総務課長。

○総務課長（伊藤和恵さん）　不用額の増額の要因といたしましては、やはり予算の効率的な執行や経費の節減はもちろんのこと、新型ウイルス感染症の予見しがたい事情の影響によりまして、

予算額までの支出を行わなかったものであると考えております。

○議長（安達丈夫さん）　丸山議員。

○４番（丸山　浩さん）　この新型ウイルス禍の中での財政でございますので、それ以前と比較するとなかなか難しい面もあるとは思うんですけれども、予算の適正な執行、あと財政への適正な執行ということをこれからも重視していただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（安達丈夫さん）　ほかに質疑ありませんか。

板倉議員。

○５番（板倉恵一さん）　５番。

決算書の97ページになります。

その中の７款１項３目10節の１万3,200円の公衆便所維持費についてお聞きをしたいというふうに思います。この金額はどこの公衆便所を指すのでございましょうか。

○議長（安達丈夫さん）　観光商工課長。

○観光商工課長（柳川治美さん）　この１万3,200円、どこの公衆トイレの維持費かということでお答えいたします。

こちら１万3,200円の内訳についてですが、第１駐車場の女子トイレ手洗い蛇口点検修理、同じく女子トイレの点検出張費、また同じく第１駐車場女子トイレの詰まり直し、同じく女子トイレの水漏れ点検修理、あとヤホール脇の男子トイレの詰まり直し、これ全て合計した額の１万3,200円となっております。

○議長（安達丈夫さん）　板倉議員。

○５番（板倉恵一さん）　これは詰まりを要は直すということでよろしい。私が思ったのは、男子トイレのほうの、前にも何かのときに質問したんですが、男子トイレの蛇口といいますか、トイレの上の水から出てくる部分のテープのぐるぐる巻き、あの辺の改修をするのかなというふうに思ったもので、それでお聞きをしたんですが、取りあえずは詰まりということでいいですね。

できればあの辺もちょっと直していただきたいんですが、それでその辺の関連もありますが、決算書の99ページで、この中に公衆トイレの清掃業務委託料175万円が入っております。それで、先ほどもちょっと話をしたんですが、弥彦村はやはり観光地であります。やはり我々もそうなんですが、その辺の観光地に行くとまずトイレを見ます。そこでトイレがきれいか汚いか、それで大体の観光地決まると思うんですが、各家庭においても、やはりトイレが汚いと、ここのうちはこの程度なんだなというふうに判断される材料にもなります。

そういう中では、村長もよく言われますが、若者が就労する農業、観光の実現というふうに力を入れております。そういう中では、この金額は村全体の公衆トイレを指すのかどうか、その辺もちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（安達丈夫さん）　観光商工課長。

○観光商工課長（柳川治美さん）　こちら175万3,400円、この公衆トイレ清掃業務の委託料につい

てですが、村営で行っております公衆トイレの管理費の中で、全ての公衆トイレを指している訳ではございません。観光商工課のほうで管理しているトイレのうち大門町駐車場の公衆トイレ、あと第１駐車場南側の公衆トイレ、こちらの清掃管理の委託料として支払われている額でございます。

○議長（安達丈夫さん）　板倉議員。

○５番（板倉恵一さん）　そうすると、大門町と第１駐車場の南側の清掃のみということになりますが、その他のトイレはどのような清掃関係をしておられますか。

○議長（安達丈夫さん）　観光商工課長。

○観光商工課長（柳川治美さん）　大門町の駐車場、第１駐車場の南側トイレにつきましては、シルバー人材センターに委託を出しておりまして、そのほか旧テニスコート、今砂利の駐車場のところにある公衆トイレ、ヤホール、あと公園の中にもありますけれども、こちらの公衆トイレにつきましては、公園管理の中で対応させていただいている状況でございます。

○議長（安達丈夫さん）　板倉議員。

○５番（板倉恵一さん）　ありがとうございます。それで、先ほどもちょっとお話をしたんですが、できましたら弥彦村のトイレの上の水が出てくるテープのぐるぐる巻き、あれは私が知っている限りにおいては、どこの観光地に行ってもああいうようなトイレの管理は行われておりません。あれは寒いから、凍結するからという話も聞きました、前には。

そういう部分では、やはり私も言われたんですが、第１駐車場の中に入ってトイレをしていると、必ず入ってきた人は、よそのお客さん、第１駐車場の中の車のナンバーを見ますと七、八割方が県外車で、その中の県外車の方が降りてきてトイレに入って、何だこれというような話も前に聞いたことがあります。そういう部分では、あのトイレのぐるぐる巻きはできましたら改良していただけるとありがたいなというふうに思います。

同じく99ページになります。

７款１項３目13節の２万4,750円の弥彦駅前ＪＲ所有借地料になっておりますが、弥彦駅前のＪＲの所有地はどこまでを指すのか。というのは、あそこの中の草ぼうぼうというのが話を聞いております。そういう中では、たとえ借地でも弥彦村の玄関口であります。お客様が降りてきたときに、まず弥彦の駅降りて、一番初めに感じるのが弥彦の駅前だというふうに思います。そういう中では、そこの管理はどのようにされているのかお聞きをしたいんですが。

○議長（安達丈夫さん）　観光商工課長。

○観光商工課長（柳川治美さん）　ご質問の２万4,750円、これがどの場所かということについてなんですけれども、弥彦駅前の公園側のほうになりますけれども、そちらに駐車スペースがございます。その中の一角、普通車ですと７台分、約171㎡の広さの場所になるんですけれども、こちらを指しております。

この場所なんですけれども、11月１日から24日までの菊まつり開催期間中、有料として駐車場を使わせていただいているところがありますので、その部分について土地一時賃貸借契約書をＪ

Ｒのほうと取り交わしまして、終わった後でその賃借料を支払うというような形になっております。

今後の美化、見た目とかということについてなんですけれども、駅前のところで弥彦観光協会のほうと連携いたしまして、先日、藤棚のところになってしまうんですけれども、藤棚のあの周辺、雑草の処理を行いました。今後も観光地として美観を損ねることのないように、きれいな状態を保っていくように努めさせていただこうと思っております。

以上です。

○議長（安達丈夫さん）　板倉議員。

○５番（板倉恵一さん）　ちょっと確認なんですが、公園側の一角、普通車で７台分ぐらいのところの駐車場の管理ということで、11月のときに借りるから、そこの部分をそのときだけ管理するということなんですか。それ以外は借りていないと。

○議長（安達丈夫さん）　観光商工課長。

○観光商工課長（柳川治美さん）　借りていないということではないんですけれども、その期間、あそこをちょっと有料として使わせていただくこともありますので、その都合上、賃借料を支払うような形になります。

○議長（安達丈夫さん）　板倉議員。

○５番（板倉恵一さん）　11月１日から有料で借りるのはいいんですが、賃借料払うのはいいんですけれども、通年でそこは借りていないんですか。全てＪＲの管理下に入っている訳ですか。

○議長（安達丈夫さん）　観光商工課長。

○観光商工課長（柳川治美さん）　すみません、ちょっと確認をさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。すみません、ありがとうございます。

○５番（板倉恵一さん）　確認は後でいいんですけれども、なぜ私がこれを聞くかという話なんですが、あそこが駅前が物すごく草だらけだったという部分で、いろいろなところからなぜあそこは刈らないのかと、きれいにしないのかという話が来ておりました。そういう中では、地域のその近くの人が勝手に刈ったんですよね、草を。それを見て、またいろいろな批判もあるんですけれども、そういう中では村が管理しているのかどうなのか。本来は村が管理しているならば、その草も全てやはりきれいにしておく部分ではないのかなというのが一番の私の質問の内容ですので、11月から有料で借りるどうのこうのというよりも、そちらのほうが私のほうとしては聞きたい内容でございますので、その辺よろしくお願いします。

以上です。

○議長（安達丈夫さん）　そのほか質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（安達丈夫さん）　それでは、以上で一般会計決算に対する質疑を終わります。

次に、議案第57号　国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、質疑があればこれを許します。

質疑はありませんか。

柏木議員、ありませんか。国民健康保険。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん）　質疑なしと認めます。

以上で国民健康保険特別会計決算に対する質疑を終わります。

次に、議案第58号　後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（安達丈夫さん）　質疑なしと認めます。

以上で後期高齢者医療特別会計決算に対する質疑を終わります。

次に、議案第59号　介護保険特別会計歳入歳出決算について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん）　質疑なしと認めます。

以上で介護保険特別会計決算に対する質疑を終わります。

次に、議案第60号　競輪事業特別会計歳入歳出決算について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

小熊議員。

○７番（小熊　正さん）　決算書の221ページのバス・タクシー借り上げ料419万703円は、バス・タクシーとありますが、タクシー借り上げ関係は競輪関係の方々が利用されると思われます。あと、ほとんどの借り上げ料金は送迎バス用の利用ではないかと思われます。

今現在のバスの利用状況、昔は大型バスで乗り切れないほどのファンの方が来ておられましたが、年々ファンの方、バスを利用する方が少なくなってきているように思われます。今現在の状況はどのような状況であるのか、お尋ねしたいと思いますが。

○議長（安達丈夫さん）　公営競技事務所長。

○公営競技事務所長（斎藤雄希さん）　では、今時点での競輪場のお客様送迎の無料バス、この運行状況についてでございますが、まずバスの運行経路が大きく３つに分かれております。

一つが東三条駅を発、その後、燕三条駅を経由して競輪場に向かってくるルート、これがおおよそですが、１日平均10名ほど乗車しております。

もう一つが、吉田駅から弥彦競輪場に向かってくるルート、これが１日２回運行しておるんですが、大体ですが、１回につき５名程度乗車してございます。

そして最後に、弥彦駅から競輪場に向かうルートですが、これは１日１回、大体ですけれども、これも５名程度乗車しております。

合わせて、平均ですけれども、二十五、六名といった乗車状況でございます。現時点の状況に

つきましては以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（安達丈夫さん）　小熊議員。

○７番（小熊　正さん）　競輪ファンの方々の送迎用ということですが、利用する方は競輪のファンの方々だけ限定されているものなのか、それともいろんな方が利用しても、弥彦に来る、競輪場に来る人であればいいのか、その辺先、ちょっと聞かせてもらいたいのですが。

○議長（安達丈夫さん）　公営競技事務所長。

○公営競技事務所長（斎藤雄希さん）　一応、競輪場のお客様用の無料送迎バスとうたっておりますけれども、特に競輪場利用者だけに限った訳ではなくて、例えば春の桜のシーズンだとか秋の紅葉、菊まつりシーズンは、実はかなりの人数が乗ってこられます。そして、状況を見ておりますと、バスから降りて競輪場に向かうんではなくて、そのまま神社のほうに行くような方も見受けられます。

ですので、是非競輪場にお越しいただきたい気持ちはありますけれども、どなたでも自由に乗っていただいて結構です。

以上です。

○議長（安達丈夫さん）　小熊議員。

○７番（小熊　正さん）　やはりファンの方だけですと、今後もどんどんと利用する方が少なくなってくるかと思われます。本当に今、競輪場を全て新しくリニューアルされている訳ですし、競輪をやらなくても施設に来られる方もいても、それなりの効果があるのではないかと思われます。

そうすると、今現在の送迎用のバスが、いかにもファンの方だけというようなイメージの感じがしますので、できれば先ほど路線、三条燕方面からということですと、観光バスを借り切って競輪場まで来ていただけるような取組もすれば、もっと利用する方、ファンだけじゃなくても利用する方が多くなるのではないかなと思われます。

是非いろんな取組等を考えられて、せっかくこれまで続いてきている送迎で、ファンの方は年々高齢化にはなっていますけれども、それを利用する方もまだいらっしゃるので、その辺も今までの方、またはプラス変わった別な方々というような取り込みも取り組んではいいのではないかなと思っておりますが、是非そのようなことも参考にして取り組んでいただきたいなと思っております。

以上であります。

○議長（安達丈夫さん）　ほかに質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（安達丈夫さん）　質疑なしと認めます。

以上で競輪事業特別会計決算に対する質疑を終わります。

次に、議案第61号　温泉事業特別会計歳入歳出決算について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん）　質疑なしと認めます。

以上で温泉事業特別会計決算に対する質疑を終わります。

次に、議案第62号　下水道事業会計決算について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん）　質疑なしと認めます。

以上で下水道事業会計決算に対する質疑を終わります。

以上をもちまして、令和２年度各会計決算７案件に対する質疑は全て終了いたしました。

お諮りいたします。ただいま質疑が行われました７案件を、一般会計、特別会計、下水道会計それぞれ３つに区分して採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん）　異議なしと認めます。

したがって、３つに区分し、採決することに決定をいたしました。

最初に、議案第56号　一般会計歳入歳出決算認定について、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（安達丈夫さん）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。

ただいま審議しております議案第56号　令和２年度一般会計歳入歳出決算認定について、村長提案のとおり認定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん）　起立全員と認めます。

したがって、議案第56号は認定することに決定をいたしました。

次に、日程第２、議案第57号　国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから、日程第６、議案第61号　温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの特別会計５案件について、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（安達丈夫さん）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。

ただいま審議しております議案第57号から61号までの令和２年度特別会計歳入歳出決算認定５案件について、村長提案のとおり認定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん）　起立全員と認めます。

したがって、議案第57号から第61号までの５案件は認定することに決定をいたしました。

次に、日程第７、議案第62号　下水道事業会計決算認定についての討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。

ただいま審議しております議案第62号　令和２年度下水道事業会計決算認定について、村長提案のとおり認定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん）　起立全員と認めます。

したがいまして、議案第62号は認定することに決定をいたしました。

◎散会の宣告

○議長（安達丈夫さん）　以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

次回は９月17日金曜日午前10時から再開といたします。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午前１１時５９分）